

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年12月22日(木) 第1委員会室
2. 出席委員 林高正委員長 宇江田豊彦副委員長 坂本義明 藤木百合子 國利知史 前田智永
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 丸飯龍太議会事務局主任主事
5. 説 明 員 なし
6. 傍 聴 者 なし
7. 参 考 人 庄原市シルバー人材センター 理事長 田村富夫
庄原市シルバー人材センター 事務局長 寺元豊樹
8. 会議に付した事件
 1. 陳情第30号 庄原市シルバー人材センターへの支援要望
 2. 所管事務調査報告書(案)について

午前9時58分 開 議

○林高正委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会したいと思います。

1 陳情第30号 庄原市シルバー人材センターへの支援要望

○林高正委員長 本日の協議事項は、1点目、陳情第30号、庄原シルバー人材センターへの支援要望、2点目が、所管事務調査報告書案についてでございます。きょうは、シルバー人材センターの理事長さんと事務局長さんに来ていただいております。我々がその要望書を審査する段階で、一度、お話を聞かせていただくということになって、御足労願ったということでございますので、きょうは、どういった願いで要望書を出されたのかについて御説明をまずしていただきたいと思っております。理事長、お願いします。

○田村富夫参考人 もう前段で本論の話をしていただいて、気分を和ませていただきまして、大変うれしく思っております。きょうは、今お話があったように、庄原市シルバー人材センターの要望書を10月5日に市長さんや市議会議長さんに提出しまして、その件についてを主題としながらも、全般について、庄原市シルバー人材センターの年越しの様子をつぶさに話してもらいたいというようなことで、大変うれしく思っておりまして、こうしてはせ参じさせていただきました。いろいろと前段でも話しましたが、時代が大きく変わりました。従来の庄原市シルバー人材センターの役割等々についても大変大きな変容を遂げておりますので、その辺の実情を踏まえながらも、今回のインボイス制度というものは、決定的、致命的といえますか、立ち行かないのではないかとこの話を内部ではしているのですが、大変岐路に立たされているという実情を、話せる場所はしっかり先生方に話させていただきまして、平素から御支援を賜っているわけですが、さらに一層の御支援、御協力を賜りたいという思いで来させていただきました。1時間という短時間でございますけれども、精いっぱいのお務めを果たさせていただきたいと思っております。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○林高正委員長 寺元さん。

○寺元豊樹参考人 それでは資料の説明をさせていただきます。まず1ページ目になりますが、これはインボイス制度の説明になります。まず、(1) インボイス制度導入の目的ですけれども、令和元年10月の消費税増税に伴いまして、軽減税率も同時に導入され、2種類の税率が現在存在している状態です。軽減税率の対象品目は、酒、外食を除いた飲食料品、新聞というのは8%となっており、その他の品目は、ほぼ全てのものが10%となっております。そのため政府は、取引の透明性を高め、正確な経理処理ができるよう、令和5年からインボイス制度の導入を決定されておられます。商品の仕入れや販売に関して、2種類の税率が並行して運用される状況となり、今後実施される予定のインボイス制度では、税率区分等を明記した書類、適格請求書と言われますが、これを作成、発行、保存することで、取引の透明性を高めながら、取引における消費税額を正確に把握し、正確な経理処理を可能にするというのが目的と伺っております。2点目、インボイス制度のルールですけれども、インボイス、適格請求書を発行できるのは、税務署に登録された適格請求書発行事業者のみとなっております。2点目、免税事業者は、インボイスを発行できないということになっています。次に、(3) 年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者の扱いですけれども、現行、消費税の納税が免除されておりますが、インボイス制度が導入されても同様に免除の扱いということでございます。(4) インボイスの仕入税額控除の段階的廃止でございます。免税事業者からの仕入税額控除は、次のスケジュールで段階的に廃止される予定と。令和5年9月30日までは100%控除となっておりますが、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間は80%控除、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%控除、令和11年10月1日からは完全廃止という形となっております。めくっていただきまして、2ページになります。これは、シルバー人材センターの現状ということで、庄原のみではなく、ほぼ全てのセンターの状況ということでお話をさせていただきたいと思っております。まず、(1)の現行ですが、会員には、就業の対価報酬、会員負担の機械損料や材料費など、消費税を含めてお支払いしております。会員は、年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者でありますので、先ほど説明いたしましたルールで申しますと、消費税の納付は免除されているということになっております。なお、消費税分を引き下げて会員に配分金を支払う場合は、センターが消費税分を確保すると、会員の手取り額は減少いたします。平均で1人当たり3万5,000円余りの配分金をお支払いしておりますが、そこには消費税が含まれております。それをセンターで確保すると、その分会員さんの配分金が減ってしまうという状況になります。なお、センターは、年間課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者に該当しませんので、仮にそれを確保すると、それは消費税として国に納める必要があるということで、現在では、会員さんに配分金の中に消費税を含めてお支払いしているという状況となっております。(2)になります。インボイス制度導入後でございますが、一番下の表になりますけれども、便宜上、消費税と課税仕入税をつけておりますが、これは基本的には同一のものでございますので、説明しやすいために分けて記載させていただいております。配分金に消費税を含めている場合、免税事業者である会員は、インボイスを発行できないため、センターが課税仕入税を納付する必要が発生するという形になります。まず、上の表になります。インボイスを発行する場合、具体的には会員さんがその適格請求書をセンターに出して支払請求をされれば、センターは消費税分と就業の対価報酬分を含めて会員さんにお支払いしております。このうちの消費税分を会員さんに納めていただくという形となります。下の表になりますが、インボイス、適格請求書を発行できない場合、1ページのルールでお

話ししましたように、免税事業者は、インボイスを発行できませんので、基本的には下の段の形になるということになります。したがって、現在は、消費税と就業対価報酬を合わせて会員に支払っておりますけれども、会員さんは、消費税分を納税されませんので、センターが消費税分としての課税仕入税、この部分10%を国に納めていかないといけない。当面、段階的に税額控除がございまして、すぐ20%ということではありませんが、令和11年からは、本則どおりにいけば100%免税ではなくなってしまうので、センターとすれば非常に大きな負担になってまいります。3ページになります。こちらではそういう場合にどう対応すべきかということで、対応1から対応4までを一応書いております。まず、検討課題として、対応1では、会員に適格請求書発行事業者として登録するようお願いするというものです。会員さんは、年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者なので、それでも登録ができますので、していただくようお願いするということができます。しかしながら、免税事業者であることから、適格請求書の発行事業者として登録すると、消費税を納付しなければならなくなってきます。特に、今ほとんど高齢者の方ですので、そういった事務手続というか、課税計算等をされるということ自体も多分嫌がられると思いますので、さらには手取りで配分金が減るということもありますから、登録はされないだろうということを想定いたしております。対応2になります。会員に消費税分を引き下げて配分金を支払って、センターが消費税を確保するという対応でございしますが、この場合には、会員の配分金が減額となります。消費税分だけ減って配分金となりますので、会員のモチベーションは低下いたしますし、それによって会員も減少し、シルバー活動の後退にまさにつながりかねない。わずかに平均3万5,000円余りではありますけれども、それでもまた減ってくると。昨今非常に物価高ということで、物の値段は上がるけれども、配分金は下がるということになれば会員の減少につながりかねない状況になると思っております。対応の3です。会員にはこれまでどおり消費税を含めて配分金を支払い、センターが課税仕入税を負担するというものです。この場合は、公益法人でありますので、一般企業とは違いまして、利益を上げる組織ではございません。基本的に売り上げは単年度で支出していくという形になっておまして、基本は、ほとんどは会員さんの就業に係る対価報酬、それに一部、事務経費として10%いただいておりますが、ほぼこれはもう収支相償ということで、プラマイゼロにはほぼ近い形のものとなっております。したがって、各単年度では多少余剰金的なものも発生する年がありますが、税は恒久的なものとなりますので、現在のスキームのもとでは、持続的な課税仕入税の財源確保には対応できないという状況でございまして。対応の4です。インボイス制度について、特例制度の要望をしていくということです。下段に農業者の農協等特例といったものもあるようでございまして。これらのシルバーに対する特例制度の制定の要望ということで、全シ協あるいは市長、議会にも要望書を提出させていただきましたが、これについてはまず無理だろうという回答を現在全シ協からもいただいている状況でございまして。以上、考えられる対応1から4という中で、下段になりますが、この対応1から対応4で対応できない場合どうしていくかということになってまいります。今までは当然仕入税額控除ができておりましたけれども、インボイス制度が開始されますと、仕入先が会員、これは全て免税事業者でございまして、仕入税額の控除ができなくなってまいります。したがって、発注者や会員に対して、価格などを含めた取引状況について説明し、理解を求めることが必要になってくようと思っております。4ページをお開きください。庄原市シルバー人材センターでの対応ということで、当センターでどうしていくかということでございまして。庄原市シルバー人材センターにおいて、インボイス制度が導入された場合の課税仕入

れ税額、年額は、下表のように想定しております。これは、2ページの下の段の青い矢印で、納税と書いてありますが、センターとして国に消費税分を納める額を令和3年度を実績として算出したものでございます。概算額ということでございます。まず、令和5年9月30日までは、税額控除100%でございますので、ゼロとなっております。それから令和5年10月1日から令和6年3月31日、半年分がまずかかってまいります。80%控除ですが、このときの課税仕入れ税額は約123万5,000円、括弧書きのほうです。半年分として123万5,000円を想定しております。翌年度、令和6年度におきましては、1年間分になりますので、247万円を想定いたしております。それから令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%控除となります。年額では634万円。半年で計算したときには、導入時、税率が変更になった令和8年度においては、123万5,000円から317万円に、そのときは増額になるということになります。それから令和11年10月1日以降につきましては、税額控除が完全廃止となりますので、1,323万2,000円という膨大な金額をセンターが負担していかなければならないということでございます。前段申しましたように、センターは、収支相償という公益法人でございますので、余剰財源をほとんど持っていないという中で、こうした新たな負担を求められると、まさに死活問題という状況となっております。具体的に令和5年度の予算を今からつくっていくのですが、令和5年度の予算編成方針において、令和5年度からのインボイス制度への対応は、広島県シルバー人材センター連合会、これは広島県のセンターを1つにまとめる連合会となっておりますが、そちらの動向をまずは注視して取り組むということを基本に、県内、また近隣センターの動向、さらには税制改革大綱なども踏まえて、インボイス制度への対応を検討してまいりたいと思っております。先般、中国地方のセンターの研修会がございまして、そこで、今の税額控除の部分が令和8年9月30日まで80%控除の扱いとなっておりますが、これが当分の間というようなことが出てくるのではなかろうかというアナウンスもあったのですが、さっきの税制改革大綱の中には盛り込まれていなかったという状況でございまして、それでいくとまさに、さきにお話ししました額をセンターが負担していかなければならないということで、非常に難しい状況になっております。最後になりますが、現時点、広島県シルバー人材センター連合会の方針としては、新たな経費負担のため、事務費率の値上げを進めていく方向であると。そして、発注者負担軽減について、各拠点において財源確保が可能な場合は負担軽減措置について取り組むことを検討するとされております。2ページの一番下の表を見ていただいたときに、消費税分と就業対価がありまして、その下段に事務経費というのがございます。この部分、現在、請負の場合には10%をいただいております。センター負担の機械損料でありますとか、材料費とか、それからセンターの職員人件費とか、さまざまなものに充当しておりますが、ここの部分を上げさせていただくというのが、先ほどの事務経費率の値上げということでございます。なお、当センターにおきましては、令和2年度におきまして、収支相償という中ではあります。単年度の中で、幾分か余剰金がありました。それが約250万円。これをインボイスの対応準備資金として、現在確保いたしております。250万円ということでありまして、上の課税仕入れ税額でいうと、約単年度分。令和5年10月1日から令和6年9月30日まで1年間は何とかこれでもつかもわからないですが、今年度の決算を試算したのですが、今年度は非常に厳しいと。余剰財源は見込めないという状況でございまして、1年間余りは何とか耐えて、値上げせずに頑張ったとしても、令和6年10月1日からは、20%部分は上げさせていただく必要が必ず出てくるという状況ではございます。以上です。

○林高正委員長 ただいま説明を受けました。質疑のある方は挙手の上、発言してください。國利委員。

- 國利知史委員 インボイスとは少し離れるのですけれど、会員さんの人数は何人ぐらいいらっしゃるのですか。
- 林高正委員長 寺元さん。
- 寺元豊樹参考人 7ページ、平成14年度以降の推移があります。直近では、令和3年度で413名です。
- 林高正委員長 前段では少しお話ししていたのですけれど、働く人たちが定年延長で65歳とか70歳になってきているので、会員が減少傾向にあるという状況にあります。ですから非常に苦しい経営をされているという実態があるということです。その他ございますか。藤木委員。
- 藤木百合子委員 7ページの表で、部門別受託事業の実績は、公共、民間、家庭、派遣、独自それぞれの収益なのですか。
- 林高正委員長 寺元さん
- 寺元豊樹参考人 契約額ということで御理解いただきたいと思います。
- 林高正委員長 行政等から請け負ったものが公共ということですか。寺元さん。
- 寺元豊樹参考人 そうです。公共は、基本的にほぼ庄原市さんからいただいている仕事になっております。民間は市内の企業さんです。家庭は個々のお宅ということで、派遣につきましては請負でなく、センターから企業に会員さんを派遣するという形で契約したものが記載のもので、独自は現在やっていますが、しめ飾りの販売です。
- 林高正委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 昔は比和のあけぼの荘などをシルバーさんが受けてやっていたような記憶があるのだけれど、そういうのは今のところないのですか。
- 林高正委員長 寺元さん。
- 寺元豊樹参考人 昔は指定管理等も受けてやっていたところもありますけれども、現在は、職員数のこともありますし、難しいと。あけぼの荘を受けていたというか、委託で受けていたのではないかと思います。
- 林高正委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 例えば、公共の仕事をもう少しふやしてくれとか、インボイスのことについては避けて通れないということを前提にして、公共の仕事を市に対してとか、県に対して、もう少し優先的にくれないとか、例えば、補助金的なものでもっとアップしてもらえないとか。今までのものもちろん基本において。人がいないということになると、そのあたりしかない。それを望んでおられるかどうか。
- 林高正委員長 寺元さん。
- 寺元豊樹参考人 市内の人口も減少しておりまして、確かに高齢化率は上がっているのですが、高齢者の人口も縮小している。おっしゃったように、年金制度の改正とか、雇用制度の改正等もあって、やはり60歳代でセンターに入られるという会員さんは、以前から比べて3分の1から4分の1に減っております。今全体の5%ぐらしか60歳代でいらっしゃらないという状態で、高齢化が進んでいるという状態です。仕事については、7ページにございますが、特に時期的なものがありまして、主にやはり草刈りと剪定作業というのがほぼ中心になっています。これは仕事がいっときに集中するのですね。5、6月から11月ぐらいまでがシーズンになるのですけれども、少ない会員さんで、もうほ

ぼ手いっぱいという状態で、公共でお仕事をいただいても回り切らなくなっているということが実態のところもあります。やはり課題でして、会員さんがふえないと、もうこなせないという状態。飽和状態。できないという状態。剪定なども、会員さんがいらっしやらないのでこしはもう無理ですという事例もあります。ということから、仕事をふやしていただくのは非常にありがたいのですけれども、今需要量も少しオーバーしているという部分もありますので、草刈りとか、剪定とか、ほかの部分での屋内作業というか、そういった部分を少し開拓していかないといけないと思いますが、いずれにしても、基本的に、会員さんをまずは確保してふやしていかないと事業をこなせないという状況にはございます。あと補助金は6ページに、平成14年度以降、補助金をいただいた額を掲載させていただいております。国から1,880万円、庄原市から2,100万円という金額をいただいております。国については、令和2年、令和3年に少しふえているのですけれども、これは国の交付要件の変更ということで、補助金の申請の上限額が上がったことから、いただけるものを目いっぱいいただくことのできたのですけれども、やはり今の税額部分でいうと、何とかしようと思うのは、事務経費を上げないのであれば、補助金という形でないと対応できないかなと。うちのセンター全体で約1億6,000万円余りの予算なのですけれども、このうちの4分の3は、配分金と支払材料費という形で支払って、いただいたものをそのままストレートに会員さんに渡しているという状況で、センターには何も残らない。10%の事務費をいただいています。これが大体全体でいうと8%ぐらいになる。4分の3のうちの8%ですから、残りは市と国の補助金ということになっていまして、非常に補助金に対して依存度が高い財務構造になっています。したがって、収支相償という原則がある以上、公益法人として多額に収益を上げるということはできませんので、必要経費部分をいただくということで、手段とすれば、事務経費を上げるか、補助金いただけるのであれば、補助金で対応といったことしか財務構造上、手はないというのが現状です。

○林高正委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 今の聞いても、県の支出金はほとんどゼロではないか。シルバーさん、庄原だけの問題ではないだろうから、皆さんと声を上げながら、県に協力してもらうことも大事だろうし、それから先ほどもあけぼの荘の話をしたのだけれど、やはり市も若い人に動いてもらうのが一番いいのだろうけれど、高齢者がふえてきているわけだから、シルバーさん、年間で、どこでも相談する中で、1人か2人でも部署へお願いできないかと。寺元さんはせっかく市にいたのだから、そういうネットワークを持っているわけだから、やはり1人でも2人でも。例えば、先ほどはあけぼの荘と言っただけけれど、ほかの施設にしても、市が守りをしているところとか、指定管理をしているところにしても、1人でも2人でもはめられないかと。年間でずっと回せるではないかというようなことも、先ほども、もう少し攻めていかないといけないという面もおっしゃったけれども、口ではなく、実際に動いてしていかないと。例えば、外はできないけれど、中はできるという人もおられるかもしれない。男の人ばかりでマンパワーの話がされているのだろうと思うけれど、マンパワーはもっとあると思うので、そういう人をもう少し、例えば、できるかできないかわかりませんが、放課後児童クラブに1人でも2人でも入れてもらえないかと、庄原市総合サービスみたいなどころを通してという方法。やはり生き残るといえば、攻めていかないと生き残れないと思う。補助金にしても。庄原にもう少しふやしてくれというのはわからなくもないけれど、県からほとんど出ていないということは、それはバランス的におかしいと理屈で思うのだけれど、そのあたりが今後の大きな課題ではないかと私は思

うのですけれど、どうお考えですか。

○林高正委員長 寺元さん。

○寺元豊樹参考人 6ページの表を見ていただくと、平成14年までは県からも補助金が出ていたよう
でございますが、以降については、ここはどういう事情か私は十分承知しておりませんが、も
う相当の期間、県から補助金は、どこも県内のセンターについては出ていないという状況でございま
す。仕事を攻めていくということで、おっしゃるとおり、いろんな形の形態を、会員さんの中には、
事務仕事をしたいとか、あるいは大工仕事をしたいとかという会員さんはいらっしゃる。ところが、
そういう発注というか、仕事に来ないのですよ。ですから仕事をしない会員さん、できていない会員
さんが中にはいらっしゃるの、できるだけ草刈りとか草取りが多いですから、それ以外の仕事の確
保をこれからはしっかりやっていかないと、会員さんに仕事を紹介もできませんので、そこはもう今
後積極的にやっていきたいと思っております。今年度、センターでは、中期計画というのを持って
まして、第4次の中期計画、これは5年間なのですけれども、これを今策定しております。職員だけ
ではなくて、理事さんからも、具体的にどうの方策でやっていくか。センターだけでできるもので
はないので、職員の意見もいただきますが、理事もやはり一緒になってやっていくと。さらには、来
年の年明けには地区懇もやろうと思っております、地区懇の中でも会員さんに中期計画の会員確保の
手法であったり、仕事の開拓であったりという部分で、具体的にできることはありますかという
ような意見もしっかり聞いて、取り入れながらその計画の中に盛り込んで、年次計画の中で取り組ん
でいきたいと思っております。

○林高正委員長 私が聞かせていただきたいのは、庄原市シルバー人材センターは、対応の1、2、3、
4と書いているけれど、実際にはインボイスは対応の3でやられようとしているわけでしょう。寺元
さん。

○寺元豊樹参考人 そうです。対応3でやっていこうと。

○林高正委員長 もう対応3でやっていくということを決定したならば、会員さんが働いた分はそのまま
今までどおり、税額の方を最終的には令和11年からは全部シルバー人材センターが払いますよと。
ただ途中、銭がない。だから、そうすると今の事務経費を上げるというのが1つの手段というか、多
分そこへ行くだろうというような感じで聞いたのだけれど、そういうことですか。寺元さん。

○寺元豊樹参考人 おっしゃるとおりです。

○林高正委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 その穴埋めといたら誠に失礼なのですが、穴埋めのためにも県にしっかりお願
いすれば、いろんな意味で100%クリアできないとしても、助けにはなる。

○林高正委員長 税を税で埋めることができない。寺元さん。

○寺元豊樹参考人 連合会ですね、県の組織でございますので、そちらに話もさせていただきます。県
からのということですね。

○林高正委員長 國利委員。

○國利知史委員 庄原市シルバー人材センターさんと、そのほかにも市町村にあるではないですか。そ
ことの整合性というか、独自でその対応策がそれぞれ違うということもやはりあり得るということ
ですか。

○林高正委員長 寺元さん。

○寺元豊樹参考人 大きいところでは変わらないと。細かいところでは、先ほど申しました、発注者負担の軽減策は取り組めるところと取り組めないところが多分あると思うので、細かいところでは少し差は出てくるとは思います。

○林高正委員長 國利委員。

○國利知史委員 この対応3でやれるような方向になるのですか。

○林高正委員長 寺元さん。

○寺元豊樹参考人 そういう方向で連合会からは連絡がきています。

○林高正委員長 前田委員。

○前田智永委員 私たち 40 代以下の方は、シルバー人材センターさんが何をされているのかというのを多分把握されていない方がほとんどだと思うのです。60代で入られる方が少ないというの、知らないところから入るということで、60代はもちろん仕事を持っておられる方がほとんどだと思うので、そういうところが一番だと思うのですけれど、やはり知ってもらわないと依頼するほうも依頼ができないし、人材センターの会員さんも個人で営業するような方は多分ほとんどいっしょらないと思うので、そこはやはり事務局さんでしっかりと発信していただいて、こういうことができます。こういうので、幾らで何ができますということをしっかり発信していただいて、インボイスももちろんすごく重要なことなので、先ほどから申されているように、対応3のところは、補助金のお願いにあたるというところはもちろん重要なところで、今後の経営が立ち行かなくなると、恐らく市としてすごく困るので、そこは経営についてしっかりと強固にしていきたいという思いです。

○林高正委員長 副委員長。

○宇江田豊彦副委員長 シルバー人材センターの運営について、我々がとやかく申し上げる内容ではありません。これは独自にシルバー人材センターの組織としてお考えになることだと思います。シルバー人材センターとして、議会あるいは庄原市という地方公共団体に対して、具体的に最終的には何を求めるのかということだと思います。組織運営について我々が踏み込んで御意見を申し上げることはできませんので、そこへ集中して委員会とすれば議論を進めるべきだと思います。だから、例えば、今度は補助金を会員数に比例するような形の算定の仕方にしてほしいとか、いろんなことがあると思います。御努力いただいたものに対しての成果としての補助金の考え方であるとか、あるいは議会としてインボイス制度をなくしてほしいと。そういう議会としての働きかけをしてほしいとか、そういうことになろうと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○林高正委員長 寺元さん。

○寺元豊樹参考人 資料5ページに、10月5日に議会に出させていただいた要望書をつけております。この中で、最後にアンダーラインをつけておりますけれども、その前段から申し上げますが、令和5年度に向け高齢者活動推進事業補助金、これは市の補助金であります。これの継続的交付とともに、引き続き公共事業の発注に特別なご配慮と、国に対しては補助金の確保並びにインボイス制度についての税制改正の要請を賜りたいと。一番この当時に思っていたところは、インボイス制度の税制改正ということなんです。これを強くお願いしたいということで要望書を出させていただいています。中身は、特例を認めていただきたい。農協特例のような制度をつくってもらいたいというのが1つあります。もう1つは、税額控除の期間を延長してもらいたい。ないしは、80%控除の部分の控除期間を延長してもらいたい。負担を軽くしてもらいたい。こういった部分を当時は強く思っておりました。現

時点では、大分状況も変わってきましたので、特例制度は無理ということでございますので、やはり引き続き、インボイス制度の税制改正を延長というか、もう少し延ばしてほしい。できれば恒久的に延ばしてほしいというのが一番の要望内容でございます。以降は令和5年度の予算をつくっていき、今後の中では、補助金の増額等でないと、これはもう立ち行かないということであれば、その折にはまた別途お願いをさせていただきたいと思っております。

○林高正委員長 お話を伺って、今寺元さんが説明されたことが庄原市シルバー人材センターとしての要求事項でございますよね。そのことについては、また当委員会で協議させていただいて、どういう形になるかわかりませんが、委員会発議で何か出すようになるかもしれないし、ただ要望として受けとめておくだけになるかもしれないけれど、それは当委員会の判断とさせていただきたいと思えます。この程度でよろしいですか。前田委員。

○前田智永委員 連合会からの要望書とか、他市町のシルバー人材センターからの要望書の何か状況を把握されていれば教えてください。

○林高正委員長 寺元さん。

○寺元豊樹参考人 先般、県内の理事長会議があったのですけれども、そのときにも進展がないということで、具体的な報告はなかった。そのときに、税制大綱の中身待ちというところがあったのですけれども。

○林高正委員長 では、この程度で庄原市シルバー人材センターさんとの協議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。暫時休憩。

午前10時41分 休 憩

午前10時46分 再 開

○林高正委員長 再開いたします。ただいまシルバー人材センターの理事長、事務局長から要望内容について説明を受け、若干の質疑を展開しました。当委員会として、出されたシルバー人材センターの支援要望でございますけれども、どういう扱いをすればよろしいと皆さんはお考えでしょうか。副委員長。

○宇江田豊彦副委員長 結論ではないのですが、インボイス制度について、意見書を国へ対して議会として送りました。十分だという評価をされる議員もおられたり、不十分だという評価をされる議員もおられます。インボイス制度について意見書を出したばかりで、またこれに関連した形で意見書を提出するという事は、今の状況でいうとなかなか難しいと思うのですね。それで、当面シルバー人材は留保資金等々で対応できるようですので、それまでの中で様子を見させていただいて、議会としての考え方をまとめていくという作業が要るのではないかと思います。今すぐこういう形で対応するという結論が出にくいので、状況を聞かせていただいたというところにとどめるべきではないかなと思うのですが。

○林高正委員長 皆さんどうですか。國利委員。

○國利知史委員 宇江田副委員長が言われたような対応となった場合に、きょう来られたシルバー人材センターの方には、こうしようと思えますということは返答が行くということですね。

○林高正委員長 返します。

○國利知史委員 私もそれで問題ないと思います。

○林高正委員長 発言させていただくと、今シルバー人材センターも統一的な、県も実はまだ右往左往しているみたいな状況なので、我々がここで口を挟んでどうのこうの言うことは控えるべきだろうと思います。ですから、国の事業としてスタートしたシルバー人材ですから、国ももう少し考えてやっていただかないといけないと思っていますので、今副委員長が言ったような形でシルバーには返答したいと思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林高正委員長 では、協議事項の1点目はそのようにさせていただきます。

2. 所管事務調査報告書（案）について

○林高正委員長 では2点目、所管事務調査報告書案について協議していただきたいと思います。皆様のお手元に出ておりますが、2の教育条件整備について、就学前教育というところ、ページ数でいうと、5ページをあけていただきたいと思います。これは、この前の委員会の中で、この報告がなされていないので、いわゆる積み残しとして、最終日に報告したほうがよかろうということなので、これをつくらせていただきました。はじめに。本市には、休所している永未保育所を含め、21の保育所があり、1,200人以上の定員を抱えている。しかし、3歳未満の子供を預ける未満児保育の希望者の増加や、保護者が通勤の利便性で保育所を選択するなどし、保育所入所希望の偏在化という問題が生じている。利便性の高い保育所に入所希望が集中したことで希望する保育所に入所できない児童がいる一方、定員に満たない保育所もあることから、各保育所の定員数や調整を受けた人数について担当課から説明を受け、本市の保育所入所希望の偏在化の実態の調査を行いました。調査経過は、記載のとおりでございます。調査概要についてでございますけれど、令和4年7月8日金曜日に、説明員、生活福祉部長、児童福祉課長、児童福祉課児童福祉係長、児童福祉課児童福祉係専門員を呼んで、調査したところでございます。概要として、①他保育所への調整について。庄原地域には9つの保育所があり、令和4年度では、839人の児童が保育所に入所している。そのうち6名の児童について第1希望から他の保育所で調整をした。他の地域の保育所については第1希望の保育所へ入所している。②保育所入所の手続きについて。次年度4月1日から保育所への入所を希望する者は、前年11月末から12月中旬にかけて利用申請書を提出する。第1から第4希望まで記入してもらい、入所決定審査を行う。おめくりください。入所の審査に当たっては、保育の必要性の認定に関する要綱があり、母子・父子家庭やDV被害者、精神・身体障害者や兄弟等の同一入所など、優先的に保育の必要があると認められる方を優先して決定すべきという項目がある。これらに配慮し決定し、それ以外の方の決定をしていく。定員等と照らし合わせ、第1希望に入所できない場合は、保護者へ調整の連絡をし、調整後、第2希望以降の保育所へ入所決定をしている。出された主な質疑として、毎年調整が生じている保育所があるが、施設整備の方針はあるのか。回答として、入所希望は第4希望までとっており、住居や保護者の通勤の状況を考慮する中で空きのある保育所を紹介している。現在、定員を遵守する中で保育所運営ができているため、施設整備をしてまで定員をふやすことまでは検討していない。保育所のあり方についての計画はあるのか。将来的な児童数の推計や、施設の建築年数も考慮すると、い

ずれ保育所全体の再編計画の検討も必要だが、現時点で計画はない。保育士確保の取り組みは、4月1日時点で待機者が出ないように保育士を確保しているが、年度途中の保育士の採用は難しい。県の保育士バンクを活用しながら人材を探しているが、現状、有効な手段は見つからない。地域の子供は地域で育てるのが原則だと思うが、保育所入所に係る基本的な方針は、みらい子どもプランの基本施策へ、地域で支える子育て支援を掲げている。地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支え、身近な子どもの存在を地域の宝として共有できる環境が重要であると掲げているが、地域の捉え方はさまざまある。できる限り身近な地域でという考えは持っている。休所状態の永末保育所の活用策は、永末保育所は僻地保育所であり、他の保育所と位置づけが違う。これを認可保育所とするには、調理室の設置や保育室の増室などが必要となる上、現状、人の流れが庄原方面に向いており、入所希望の問題もある。近いうちに利用方法を考えたいとは思っている。保育所定員の考え方は、定員数は、全体のおおむねの人数を示している。実際は、人員基準と面積基準があり、それぞれの部屋に応じて最大で入所できる人数がある。例えば、三日市保育所は、定員80人に対し、84人が入所しているが、これは部屋の面積と保育士の人数で割り戻したときに受け入れ可能な児童を預かっている状況である。そして総括でございます。希望する保育所に入所できないという問題が各地で発生していることを受け、就学前教育について所管事務調査項目に追加し、保育所入所希望の偏在化の実態を調査することとした。本市の場合、公設民営の保育所では延長保育が実施され、働いている保護者の方々には喜ばれており、通勤の利便性を優先して保育所を選ぶ傾向にある。つまり、保育所への入所は保護者との契約であり、どの保育所を選択するかは保護者の考えとなることから、保育所の立地条件も保護者にとっては重要な判断材料となっているようである。また、公設民営の保育所周辺に団地が造成された場合など、入所を希望する子供たちが一気に増加するということが実際に起きている。担当課としては、希望する保育所に入所できるよう最大限の努力をしていることは理解できるが、最大の悩みは、保育士不足である。年度途中で、定員枠がありながら保育士が確保できないために他の保育所に通うという実態があることは誠に遺憾である。執行者におかれては、保育士確保について、庁内全職員での情報共有を進め、希望する保育所に入所できることが当たり前となるためにも、保育士ホットラインを設置して確保に努めることを提言し、総括とするという報告書案をつくらせていただきました。御意見のある方は、挙手の上、発言してください。いかようにも訂正、修正します。國利委員。

○國利知史委員 訂正とかではないのですけれど、少し違和感というか。5番の主な質疑のところ、これは実際にやったやりとりなのであれなのですけれど、一番初めに、施設整備をしてまで定員をふやすことまでは検討していないとここで書いている。でも実際山内はやったわけではないですか。問題ないのですよね。

○林高正委員長 状況が変われば問題ない。何かございますか。副委員長。

○宇江田豊彦副委員長 総括のところ、また、公設民営の保育所周辺に団地が造成された場合などと書いてあります。そこに、された場合等で、定住促進の取り組みの成果などというのを入れていただくと、山内などの課題が如実に明らかになったので、入所を希望する子供たちが一気に増加するということが実際に起こっているとされるのではないかと。

○林高正委員長 今の御意見は、また、公設民営の保育所周辺に団地が造成された場合、定住促進の取り組みの成果などで、入所を希望すると。では、そのようにさせていただきます。最後のところにホットラインと書いているのは、本当にホットラインで庁内で情報共有が全然できていないから、知り

合いの中には、やはり保育士さんで遊んでいる人とかいるはずなのですよ。500人から職員がいるわけだから、そういうものをもっと積極的に情報共有して、担当課のところへホットラインではないけれど、つくって、情報を出してくださいという意味でこれを書かせてもらっています。前田委員。

○前田智永委員　この保育士ホットラインを設置してというのが、我々は協議した上でこれを読んでるのでよくわかるのですけれども、お互いに派遣をするであるとか、情報共有をするであるとかというところで、保育士確保に努めるということがよくわかるのですけれども、一般の方がもしこれを聞かれた場合、ホットラインで伝わるのかなというところがあるので、先ほど委員長が言われたように、情報共有を市内でしっかりしていただくであるとか、現在、職につかれていない保育士さんを職に戻す取り組みであるとかというところがもう少し具体的に出了ほうがわかりやすいのかなと感じました。

○林高正委員長　そういう御意見は当然にあるのはあるのですけれども、この報告書は、このように放っておいたらいいという報告書ではないので、担当課がこれを今度は部制の中で検討して、上に上げていって、そういったことに持っていくということは当然私はあるのかなと。それで何もしなかったらまたどうなっているのかということは言ってあげないといけないのではないかなと。総括のときにそうくどいことを言えないのです。國利委員。

○國利知史委員　ホットラインという説明というか、わかりにくいからこういうことを具体的に表現するように書いておけばいいという意味ですよ。

○林高正委員長　はい。前田委員。

○前田智永委員　保育所に関しては、先ほど言われた山内地域だけではなくて、他の地域でも入所できないという事例がかなりありますので、保護者さんたちから、議会が言ってくればという声を結構頻繁にいただくのです。だから、興味を持って聞いてくださっている方がもしいた場合に、こういうことを言ってくれているのだなど。議会はわかってくれているのだなど思っていたきたいと思います。

○林高正委員長　それは担当部局へきちんと伝えて、この報告書を出すけれど、出して終わりになってはいけません。そのために調査しているわけだから、これは結構重みがあると私は思っています。この程度でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林高正委員長　では、最終日に今の就学前の分を報告させていただきます。その他、何か協議事項ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林高正委員長　では、これで本日の教育民生常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午前11時1分　散　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長